

特定非営利活動法人 ウェルネスサポート

定 款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人ウェルネスサポートという。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を浜松市中央区神ヶ谷町 8935 番地 4 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、高齢社会の中で、地域介護支援を受けながら、自宅や集合住宅で暮らす高齢者及び障害者の方々の安全性・快適性・自立性を高める住環境を創造するために、バリアフリー及びクオリティ オブ ライフを基本とした生活空間を提供するとともに、その理念に基づいた老人福祉施設等の管理運営を行うことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 社会啓蒙活動の一環としての、講演会、研究会及び介護展示会の開催
- ② 高齢者、障害者用の介護住宅改造のコーディネート
- ③ バリアフリー、クオリティ オブ ライフを基本とした福祉施設等のコーディネート
- ④ 通所介護事業
- ⑤ 介護保険法に基づく第一号通所事業
- ⑥ 居宅介護支援事業
- ⑦ 認知症対応型共同生活介護事業
- ⑧ 認知症早期発見、予防、改善に関する研究及び普及啓蒙活動事業

- ⑨ その他介護保険に関わる事業及び高齢者介護サービスに関わる事業
- ⑩ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス
- ⑪ その他福祉全般に関わる事業

第3章 会 員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人。

(2) 一般会員

この法人の目的を理解して賛助をする個人又は法人。

(入会及び会費)

第 7 条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 医療、福祉業務の経験を有する者またはボランティア経験を有する者。
- 2 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、その者が前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 会員については、理事会で定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 8 条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 会費を 2 年以上滞納したとき。
- 2 一般会員については、別に理事会で定める。

(退会)

第 9 条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 一般会員については、別に理事会で定める。

(除名)

第 10 条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

(1)法令及びこの定款等に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その正会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 一般会員については、別に理事会で定める。

(抛出金品の不返還)

第 11 条 既に納入した抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種別及び定数)

第 12 条 この法人に次の役員を置く。

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 理事長 | 1人 |
| (2) 副理事長 | 1人以下 |
| (3) 理事（理事長及び副理事長を含む。） | 3人以上10人以内 |
| (4) 監事 | 2人 |

(役員の選任等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

6 互選された副理事長が何らかの事業によって副理事長の職務を行うことができず、他に適任者がいない場合においては、副理事長を置かないことも可能とする。その場合、理事長に事故ある時、または理事長が欠けたときに、理事長があらかじめ指定した順序によって、理事がその職務を代行する。

(役員の職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の

執行を決定する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第 15 条 役員の任期は、2 年または就任後において開催される第 2 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(役員の欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(総会の種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他、この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面または電磁的方法(もしくはファクシミリ)により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的方法(もしくはファクシミリ)により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の通常総会の決議があったものとみなす。

(総会の表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法(もしくはファクシミリ)をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名または記入押印しなければならない。
 - 3 議事録には、以下の事項を記載しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議あったものとみなされた日

- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理 事 会

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算の決定並びにその変更
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 会員の会費に関する事項
- (5) 一般会員の資格の喪失、退会、除名に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法(もしくはファクシミリ)により招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 7 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総会の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事はその議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名または記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、その事業年度の開始する日の 1 ヶ月前までに理事会において、議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なけ

ればならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第

3 項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において、議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第 10 章 雑 則

(細則)

第 54 条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

- 2 この法人の設立当初の役員は、第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定に関わらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 15 条第 1 項の規定に関わらず、この法人の成立の日から平成 13 年 5 月末日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、この法人の成立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1, この定款の変更は、平成 14 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1, この定款の変更(事業の追加)は、平成 14 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1, この定款の変更(法人住所変更)は、平成 15 年 12 月 10 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1, この定款の変更(従たる事務所)は、平成 17 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1, この定款の変更(法人の名称変更)は、平成 17 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1, この定款の変更(法人の事業目的追加)は、平成 19 年 1 月 19 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1, この定款の変更(従たる事務所の廃止)は、平成 21 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1, この定款の変更(役員の定数及び役員の任期)は、平成 23 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1, この定款の変更(事業の削除と追加、会員の種別追加とそれに関する条文追加、役員の任期等、総会・理事会の権能、事業計画及び予算の議決、公告の方法)は、認証日(平成 30 年 5 月 7 日)から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1, この定款の変更(事業の削除と追加、役員の種別及び定数、役員の選任等の追加)は、認

証日(令和4年9月2日)から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1, この定款の変更(事業の削除と追加、役員の種別及び定数、役員の選任等の追加)は、認証日(令和4年9月2日)から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1, この定款の変更(法人住所変更、会員の資格の喪失、総会の権能、総会の招集、総会の表決権等、総会の議事録、理事会の開催、理事会の議事録、事業計画及び予算、事業報告及び決算、公告の方法)は、認証日 (令和 年 月 日)から施行する。

設立当初の役員名簿

役 職 名	氏 名
理 事 長	清水 孝俊
副 理 事 長	田中 秀幸
理 事	高田 全
理 事	新貝 文也
監 事	清水 洋一

この写しは原本と相違ないことを証明します。

令和 7 年 月 日